

## 高齢者雇用政策と雇用保険財政

金子 能 宏

### 1. はじめに

高齢化が着実に進むにつれて、高齢者の所得保障のあり方として年金と雇用の連携は重要な政策課題となった(菅野・堀・山口(1991))。これに伴い、高齢者の就業動向に注目した年金改革の分析が活発に行われている(木村(1994)、八代編著(1995)、高山・有田(1996))。就業率の動向を労働力率と雇用労働力率で見ると、55～59歳階級の雇用労働力率は上昇しているのに対して、平成6年に60～64歳階級の雇用労働力率が低下し、平成7年には55～59歳階級と60～64歳階級の労働力率が低下した(表1)。これらの年齢階級の労働力率は、西欧諸国に比べて依然高い水準にある(島田監訳(1994))。しかし、わが国では西欧諸国以上に速く高齢化が進むために、年金受給者の増大に備えた年金改革とこれに対応する高齢者雇用政策の実施が急務となったのである。平成6年度の年金改革では、長期的スケジュールに従った保険料率引

き上げと給付改訂の見直し(ネットスライド制)が実施され、さらに厚生年金については基礎年金と報酬比例年金を合わせたフル年金の65歳支給に備えた部分年金制度が導入された。部分年金制度とは、60歳から64歳までは厚生年金の報酬比例部分のみを支給する制度である。年金と雇用の連携はこの年齢層の所得低下を補うために必要な政策協調であり、これによって在職高齢年金が雇用促進的に改められ、雇用保険を財源とする高齢雇用継続給付と高齢再就職給付が創設された。

平成7年度に導入された高齢雇用継続給付(高齢再就職給付)とは、60歳到達時点の賃金に比べて85%未満まで低下した賃金で働き続ける(失業した後に再就職する)60歳以上65歳未満の高齢者に対して雇用保険から支給される賃金補助である。これらの給付額は、60～64歳での賃金(月給)の25%を原則とし、60歳到達時の賃金の64%～85%の賃金で就労する時は25%から一定割合で減額した金額(85%以上

表1. 高齢者の労働力率、雇用労働力率、失業率(男女計)

| 年度   | 労働力率(%)   |         |      | 雇用労働力率(%) |       |      | 失業率(%)   |       |     |
|------|-----------|---------|------|-----------|-------|------|----------|-------|-----|
|      | 年齢 55～59* | 60～64** | 計    | 年齢 55～59  | 60～64 | 計    | 年齢 55～59 | 60～64 | 計   |
| 1985 | 63.0      | 70.0    | 53.7 | 45.5      | 42.8  | 25.0 | 2.6      | 3.3   | 4.9 |
| 1986 | 62.8      | 69.7    | 53.8 | 45.6      | 43.0  | 25.2 | 2.8      | 3.4   | 4.9 |
| 1987 | 62.6      | 70.5    | 53.8 | 45.4      | 43.4  | 25.1 | 2.8      | 3.3   | 5.3 |
| 1988 | 62.6      | 70.7    | 53.8 | 46.0      | 44.4  | 25.9 | 2.5      | 2.8   | 4.7 |
| 1989 | 62.9      | 71.6    | 54.6 | 46.9      | 46.6  | 27.5 | 2.3      | 2.4   | 4.2 |
| 1990 | 63.3      | 72.7    | 55.5 | 47.9      | 48.7  | 28.8 | 2.1      | 2.0   | 3.5 |
| 1991 | 63.8      | 74.0    | 56.8 | 49.0      | 51.1  | 30.9 | 2.1      | 1.7   | 3.6 |
| 1992 | 64.0      | 74.2    | 57.2 | 49.7      | 52.5  | 32.4 | 2.2      | 1.7   | 3.7 |
| 1993 | 63.8      | 74.9    | 57.1 | 50.1      | 54.2  | 33.4 | 2.5      | 1.8   | 4.6 |
| 1994 | 63.6      | 74.8    | 56.6 | 50.1      | 54.5  | 33.2 | 2.9      | 2.4   | 5.3 |
| 1995 | 63.4      | 75.2    | 56.7 | 50.1      | 55.6  | 33.4 | 3.2      | 2.4   | 5.7 |

出所)『平成7年 労働白書』より作成。

注) \*55歳以上59歳以下の年齢階級並びに60歳以上64歳以下の年齢階級を示す。

\*\*雇用労働力率は年齢階級別人口に対する年齢階級別雇用者数の比率を示す。

の賃金を得る者の給付額はゼロ)となる。

このような高年齢雇用継続給付が支給されれば、60～64歳の高年齢者は、給付前と比べて手取り賃金が上昇するので経済的な状況が改善される。一方、企業は、年功賃金制度による賃金増加を抑制してもこの制度により手取り賃金は低下しないので、高年齢者の働く意欲を阻害することなく雇用し続けることができる。ただし、年金と雇用の連携が社会保障制度の一部となるためには、その財源となる雇用保険財政が長期的に安定していなければならない。

したがって、本稿の目的は、高年齢雇用継続給付(高年齢再就職給付)が雇用政策として高年齢者の労働需給に及ぼす影響と、賃金補助として及ぼす経済厚生上の効果を実証分析し、かつその財源となる雇用保険財政を推計することである。第2節では、高年齢者の賃金低下の実態を概観した上で、高年齢雇用継続給付が高年齢者の雇用労働力に及ぼす影響を需要と供給の両面から分析する。第3節では、高年齢雇用継続給付がもたらす経済厚生上の効果を計測する。第4節では、雇用保険財政の将来推計の前提となる労働力率、失業率の将来推計、および雇用保険の被保険者数、受給者数、給付額等の推計方法を述べた後に、雇用保険財政の将来推計を行う<sup>1)</sup>。第5節では、要約と今後の課題が述べられる。

## 2. 高年齢者の賃金実態と高年齢雇用継続給付の効果

### (1) 高年齢者の賃金低下の実態

高年齢者の雇用促進政策として、高年齢者の雇用保険から賃金に補助を行う形で、高年齢雇用継続給付と高年齢再就職給付が導入された背景は、60歳定年制の普及が進む反面、再雇用・勤務延長された場合に賃金水準の低下が見られることである。60歳以上における賃金低下の実態は、『賃金センサス』(各年版)の年齢階級別勤続年数別の平均月間所定内給与額を利用して計測することができる(表2)。

まず、『賃金センサス』の5歳階級別の平均月間所定内給与を年齢を説明変数として男女別に

回帰分析した結果を用いて59歳の平均月間所定内給与を求めた(表1、1994年の年齢階級・59歳)。この給与額を60歳到達時点の賃金と見なし、94年の59歳から1歳加齢し60歳になる1995年の60～64歳階級の男女別平均月間所定内給与を60歳以降の賃金と見なして賃金低下率を算出した。ここで、賃金低下率=(1995年の60～64歳階級賃金-1994年の59歳賃金の推計値)/1994年の59歳賃金の推計値、である。この賃金低下率を60～64歳階級の勤続年数別にまとめたものが、表2である。

表2から、賃金低下率が最も大きいのは、勤続年数がゼロである高齢者、つまり59歳から60歳になる時点で、退職・離職して転職した者であることがわかる。ついで賃金低下率が大きい者は、勤続年数が5年未満で、55歳以上の時期に退職・離職して転職した者である。60歳到達賃金よりも15%以上賃金低下する者、つまり高年齢雇用継続給付または高年齢再就職給付の対象者は、男子では勤続年数15年未満の者に、女子では勤続年数10年未満の者に見られる結果となった。これらの対象者が60～64歳階級の労働者に占める比率は、男子では62.3%、女子では43.1%である。

表2の結果は、60歳から64歳の間で就業を続ける労働者にとって、賃金低下の実態がかなり広範囲に及ぶことを示している。さらに、勤続年齢別の労働者数をウェイトとする給付対象者の60歳到達時点の平均賃金低下率を求めると、男子21.9%、女子20.9%である。これらの値を高年齢者雇用継続給付額の算定式(高年齢再就職給付額の算定式も同様、労働省職業安定局雇用保険課編著(1995)を参照)に代入すると、男女それぞれの給付額は1万8048円と9534円となる。この給付額による男女それぞれの賃金増加率は、6.8%と5.7%である。

次に、このような賃金補助としての高年齢雇用継続給付が、雇用労働力となる高年齢者の労働供給に及ぼす変化と彼個人の経済厚生に及ぼす影響、および企業の高年齢者に対する労働需要に及ぼす影響について実証分析する。

### (2) 労働需給と高年齢雇用継続給付の効果

表2. 高年齢者の勤続年数階級別賃金とその低下率

| 年度   | 年齢階級  | 勤続年数 | 賃金    |       | 賃金低下率(%) |       | 常用労働者比率(%) |       |
|------|-------|------|-------|-------|----------|-------|------------|-------|
|      |       |      | 男子    | 女子    | 男子       | 女子    | 男子         | 女子    |
| 1995 | 60～64 | 平均   | 300.8 | 198.1 | -12.4    | -6.6  | 100.0      | 100.0 |
|      | 60～64 | 0    | 234.3 | 164.5 | -31.8    | -22.4 | 8.1        | 4.6   |
|      | 60～64 | 1    | 245.8 | 165.4 | -28.4    | -22.0 | 14.9       | 9.8   |
|      | 60～64 | 3    | 266.4 | 171.9 | -22.4    | -19.0 | 12.2       | 8.8   |
|      | 60～64 | 5    | 288.8 | 167.9 | -15.9    | -20.8 | 20.4       | 19.9  |
|      | 60～64 | 10   | 286.6 | 187.3 | -16.5    | -11.7 | 9.7        | 17.9  |
|      | 60～64 | 15   | 305.4 | 202.1 | -11.0    | -4.7  | 7.2        | 14.5  |
|      | 60～64 | 20   | 327.4 | 221.9 | -4.6     | 4.6   | 6.7        | 11.0  |
|      | 60～64 | 25   | 355.1 | 255.7 | 3.4      | 20.5  | 5.8        | 7.3   |
| 1994 | 60～64 | 30   | 409.1 | 253.9 | 19.2     | 19.7  | 15.1       | 6.2   |
|      | 59歳*  | 平均   | 343.3 | 212.1 |          |       |            |       |

出所) 筆者推計。

注) 賃金は『賃金センサス』の男女別年齢階級別の平均月間所定内給与額(単位千円)。

賃金低下率=(1995年の60歳階級賃金-1994年の59歳階級賃金)/1994年の59歳階級賃金。1994年の59歳の賃金を推計するために用いた賃金プロファイル関数の推定結果(最小2乗法)は次の通りである。

$$\text{男子: } WAGM = 103153 + 17952 \cdot \text{AGE} - 253.23 \cdot (\text{AGE})^2 - 95385 \cdot \text{DUN55} \\ (10.10)^{**} (15.95)^{**} (-10.10)^{**} (-4.81)^{**}$$

$$\text{女子: } WAGF = 135167 + 6397.5 \cdot \text{AGE} - 105.65 \cdot (\text{AGE})^2 \\ (14.49)^{**} (7.39)^{**} (-6.62)$$

なお、WAGMとWAGFはそれぞれ男女の平均月間所定内給与、AGEは18歳を基準とした年齢の変数である。括弧内はt値であり、\*\*は5%水準で有意であることを示す。

1994年以降、高年齢者の労働力率が低下し雇用労働力率の上昇傾向も緩やかになった一因は、高年齢者への求人が減り、91年以降失業率が上昇し続けたことである(表1)。この節では、このような企業の高年齢者に対する労働需要の変化に留意しながら<sup>2)</sup>、高年齢雇用継続給付制度導入による高年齢者の労働需給の変化を、雇用労働力率の賃金率弾力性の推計と<sup>3)</sup>、マクロ生産関数の推定に基づく高年齢者に対する労働需要の賃金率弾力性の推計によって検討する。

まず、高年齢者の雇用労働力率の賃金率弾力性を求めるために雇用労働力率関数を推定した。被説明変数は雇用労働力率をロジット変換した値である。男女各々の推定結果は(1)と(2)である(推定方法はYule-Walker法)。ここで、LFPRM、LFPRFは男女各々の雇用労働力率=(60～64歳階級の雇用者数/60～64歳階級の人口)のロジット変換した値、WAGは男女各々の賃金率=(1ヶ月あたり決まって支給する現金給与/1ヶ月あたり総実労働時間)の対数、POPRは高齢化率=(65歳以上人口/総人口)、BENは一人当たり年金額=60歳での男女各々の厚生年金新規裁定額、である。年齢階

$$\text{LFPRM} = -6.839 - 0.360 \cdot \text{POPR} \\ (-3.557)^{**} (-1.456) \\ + 0.818 \cdot \text{WAGM} - 0.462 \cdot \text{BENM}, \\ (2.776)^{**} (0.409)^{**}$$

$$R^2 = 0.758 \quad D.W. = 1.206 \quad (1)$$

$$\text{LFPRF} = -4.271 - 0.073 \cdot \text{POPR} \\ (-1.135) (-0.189) \\ + 0.612 \cdot \text{WAGF} - 0.487 \cdot \text{BENF}, \\ (1.738)^* (-2.518)^{**}$$

$$R^2 = 0.590 \quad D.W. = 0.756 \quad (2)$$

級別の人口、雇用者数のデータは厚生省人口問題研究所(1992)と『労働力調査年報』(各年版)を用い、賃金と労働時間のデータは『賃金センサス』(各年版)の調査産業計の値を使用した。推定期間は1965年から1992年までである。 $R^2$ とD.W.は自由度修正済み決定係数とダービン・ワトソン比、括弧内の値はt値であり、\*と\*\*は各々5%と10%水準で有意であることを示す(以下同様)。

賃金率のパラメータ推定値から雇用労働力率の賃金率弾力性(1995年で評価)を算出すると、男女それぞれ0.204と0.102となり、非弾力的であることがわかる。この弾力性の値と表2を

利用して求めた男女各々の賃金増加率 6.8 % と 5.7 % を合わせると、高年齢雇用継続給付による賃金上昇は、男女それぞれの雇用労働力率を 1.38 % と 0.58 % しか増加させない。

高年齢者の所得は、在職老齢年金によっても上昇する。在職老齢年金と高年齢雇用継続給付が併給される場合には、後者が減額されるために、両者を併せた賃金上昇率は各々の合計より小さくなる。したがって、高年齢雇用継続給付による適用者平均の賃金上昇率が 10 % 以下であることや、在職老齢年金と併給される際の減額制度、そして雇用労働力率の賃金率弾力性が非弾力的であることを合わせると、これらの賃金補助制度によって雇用者として労働市場に参入する高年齢者が増加する割合は比較的小さいことが理解される。

これに対して、高年齢者の労働需要を導くために、次のようなコブ・ダグラス型生産関数を 2 段階最小 2 乗法により推定した。

$$\begin{aligned} \log(\text{GNP}) = & 2.811 + 0.018 * T - 0.021 * \text{DUM} \\ & (4.20)^{**} \quad (1.35)^* \quad (-0.34) \\ & + 0.247 * \log(K) + 0.682 * \log(Ly) \\ & (3.51)^{**} \quad (1.28) \\ & + 0.071 * \log(L55) \\ & (6.76)^{**} \end{aligned}$$

$$R^2 = 0.991, D. W. = 1.276 \quad (3)$$

ここで、GNP は 1985 年価格表示の実質 GNP であり、 $T$  はタイムトレンド、 $K$  は実質民間資本ストック、 $Ly$  は 15 歳以上 55 歳未満の労働力人口、 $L55$  は 55 歳以上 65 歳未満の労働力人口である。推定期間は 1965 年から 1992 年までであり、DUM は 1980 年以後の安定成長期への移行を区別するダミー変数である。GNP と  $K$  のデータは経済企画庁調査局編『経済要覧』(各年版)により 1990 年実質価格表示のデータを作成した。操作変数は、説明変数各々の 1 期のラグ変数である。この生産関数の推定にあたり、高年齢者の年齢階級を 55 歳以上 65 歳未満としたのは、第 4 節の雇用保険財政の将来推計で利用するマクロ経済モデルと整合性を保つためである。また、一次同次性の制約(規模に関する収穫一定)を課して推定を行い、 $\log(L55)$

のパラメータはこの制約を用いて求めた。

(3)より、高年齢者の労働需要の賃金率弾力性を 1992 年の値で評価した値は、1.535 となった<sup>4)</sup>。この関数型による限り、高年齢者の労働需要の賃金率弾力性は弾力的である。高年齢者の手取り賃金の増加率は上記のように求められるが、この制度の導入により企業がどの程度支払賃金を低下させるかは、新たに推計する必要がある。仮に、この制度の導入により企業が支払賃金を 5 %、10 % 引き下げるとすれば、労働需要の賃金率弾力性の値から、労働需要が各々 7.67 %、15.35 % だけ増加することになる。この結果と、高年齢者の雇用労働力率の賃金率弾力性が非弾力的であるために手取り賃金が増加しても雇用労働力率がわずかにしか変化しないことを合わせると、高年齢雇用継続給付の機能は主として、高年齢者に支払う賃金の引き下げを可能にするために、企業の高年齢者に対する労働需要を増加させる効果を通じて高年齢者雇用を促進することにあると言えるだろう。

### 3. 高年齢雇用継続給付の経済厚生的効果

#### (1) 高年齢者の経済厚生と需要関数体系

高年齢雇用継続給付は、雇用継続前よりも手取り賃金が低下しないように給付額が定められるから、高齢者個人には賃金補助になる。このような家計に対する補助金は家計所得を変化させ、消費と余暇の選択に影響を与えて、個人の経済厚生を変化させる。賃金補助が、家計の経済厚生に及ぼす効果の実証分析は、Blundell 等 (1995) によって、需要関数と労働供給関数を組み合わせた拡張された需要関数体系を利用して行われてきた。わが国では、金子(1989)、金子・田近(1990)が所得税と間接税の厚生コストを計測するために利用し、Asano(1994)は拡張された需要関数体系における労働供給の分離可能性を検証している。

この節では、コーホート別のデータを利用して高年齢雇用継続給付の対象となる世代の拡張された需要関数体系を推定し、その世代の家計に対する雇用継続給付の経済厚生的効果を推計する。コーホート・データは、『全国消費実態

調査』の昭和54年版と昭和59年版の「都道府県別・年齢階級別1ヶ月あたり平均消費支出額」を利用して作成した。この2時点のデータを使用した理由は、都道府県別の同じ表が平成1年版には含まれていないからである。この表は5歳階級別なので、平成7年において雇用継続の該当者を含む55～59歳階級と60～64歳階級になる年齢階級は、昭和54年版の40～44歳階級と45～49歳階級、昭和59年版の45～49歳階級と50～54歳階級である。

経済厚生指標は、市岡(1988)、本間・跡田(1989)、金子・田近(1990)などで使用された等価変分(Equivalent Variation, EV),

$$EV = e(p, w(1-\tau), v^1) - e(p, w(1-\tau), v^0),$$

$$p = (p_1, \dots, p_n), \quad (4)$$

である。 $e(\cdot)$ は支出関数を表し、 $p_i$ は第*i*財の価格( $i=1, \dots, n$ )、 $w$ は賃金率、 $\tau$ は労働所得税率、 $v^0$ と $v^1$ はそれぞれ高年齢雇用継続給付が与えられる前と与えられた後の効用水準を示す。支出関数には、労働と余暇の選択を含む線形支出体系(Linear Expenditure System)を伴う関数型、

$$e(p, w(1-\tau), v) = b_0 w(1-\tau) + \sum_{i=1}^6 b_i p_i + [(w(1-\tau))^{\alpha_0} \prod_{i=1}^6 p_i^{\alpha_i}] v \quad (5)$$

を用いた。これにホテルリングの補題を適用すると次のような線形支出体系が導かれる。

$$p_i q_i = b_i p_i + a_i [M - b_0 w(1-\tau) - \sum_{i=1}^6 b_i p_i] + \mu_{ij} + u_{ijkt}, \quad (6)$$

$$w(1-\tau) q_0 = b_0 w(1-\tau) + a_0 [M - b_0 w(1-\tau) - \sum_{i=1}^6 b_i p_i] + \mu_{0j} + u_{0jkt}. \quad (7)$$

$q_i$ は第*i*財の需要量( $i=1, \dots, 6$ )、 $q_0$ は余暇、 $M$ は総所得、 $y$ は非稼得所得、 $j$ は年齢階級( $j=1, 2$ )、 $k$ は都道府県( $k=1, \dots, 47$ )、 $t$ は時点( $t=1, 2$ )である。 $h$ を労働時間、総保有時間を $T$ とすると、 $h=T-q_0$ 、 $M=w(1-\tau)T+y$ となる。労働供給関数は $h=T-q_0$ と(7)から得られる。adding-up 制約により、(6)の推定からすべてのパラメータが推定できる。ただし、60歳時点の賃金低下に直面する高年齢者の労働供給を分析するために、55歳から64歳までの二つの年齢階級( $j=1, 2$ )をプールしたクロスセクション・データを用いるので、推定式(5)

にはコーホート固有のランダムな効果を表す $\mu_{ij}$ と誤差項 $u_{ijkt}$ が加わる。

財の費目は、(1)食料費、(2)酒類費、(3)住居・光熱・水道費、(4)衣料費、(5)家具・自動車関係費、(6)その他の消費支出、の6費目である。住居・光熱・水道費には家賃が含まれるが帰属家賃は含まれない。家具・自動車関係費を分けたのは、家具と自動車の購入は耐久消費財の購入となり、それ以外の財と異なる性格を持つと考えられるからである。価格のデータには、『消費者物価指数年報』の都道府県別の中分類表に基づいて作成した、上記6費目の1985年基準・価格指数を使用した。

都道府県別の賃金率は次のように求めた。まず、『毎月勤労統計調査年報』(昭和54年、昭和59年)にある「都道府県別・毎月決まって支給される現金給与(男子、調査産業計)」を「都道府県別・総実労働時間(男子、調査産業計)」で除した値を平均賃金率( $w_{kt}$ )とした。ついで、『全国消費実態調査』の上記の表にある年齢階級毎の経常収入を平均経常収入で除した値を賃金格差を示す能力指標( $a_{jkt}$ )と見なし、これを都道府県別の平均賃金にかけることにより、年齢階級別・都道府県別賃金率( $w_{jkt} = a_{jkt} * w_{kt}$ )を求めた。さらに、『家計調査年報』(昭和54年、昭和59年)「収入階級別・1ヶ月あたり消費支出(勤労者世帯)」にある収入階級別の世帯主収入と勤労所得税額を用いて、昭和54年と昭和59年の税率関数を推定し、その税率を『全消』に基づくデータの賃金率に当てはめて課税後の年齢階級別賃金率を求めた。課税後賃金率を使用するのは、需要関数体系では消費財価格は間接税を含む課税後の価格なのでこれに対応した賃金率を用いるためである。

## (2) 高年齢雇用継続給付の経済厚生的効果

年齢階級別のデータをプールしたクロスセクションデータを利用して需要関数体系を推定する場合には、推計式(6)で年齢階級別世帯のコーホートに特有な効果( $\mu_{ij}$ )につき $E(\mu_{ij}|q_{ijt})=0$ ( $q_{ijt}$ は価格、賃金からなるベクトル)という仮定が満たされるかどうか、および誤差項のheteroskedasticityについて調べる必要がある。

表 3. 拡張された需要関数体系の推定結果

(平成 6 年における 55～59 歳階級と 60～64 歳階級をブールしたデータの場合)

|       | (1)                 | (2)                 | (3)                 | (4)                 | (5)                 | (6)                   | (0)                   |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| $a_i$ | 0.0031<br>(4.83)**  | 0.0164<br>(16.60)** | 0.0429<br>(18.31)** | 0.0213<br>(17.33)** | 0.0344<br>(16.14)** | -0.1627<br>(-18.42)** | 1.044<br>(1.85)*      |
| $b_i$ | 21.995<br>(41.07)** | 22.842<br>(32.04)** | 24.719<br>(20.16)** | 29.768<br>(27.41)** | 60.468<br>(24.71)** | 6.031<br>(12.81)**    | -80.550<br>(-10.56)** |
| $R^2$ | 0.351               | 0.332               | 0.281               | 0.130               | 0.151               | 0.368                 |                       |

出所) 筆者推計。

注) 財の費目は、1)食料費、2)酒類費、3)住居・光熱・水道費、4)衣料費、5)家具・自動車関係費、6)その他の消費支出、0)余暇、である。括弧内の値は  $t$  値で、 $R^2$  は自由度修正済み決定係数である。\*は 10%、\*\*は 5% の水準で有意であることを示す。

前者の問題は、Hausman's specification test によって検討した。(6)を非線型一般化最小 2 乗法により推定したパラメータを  $\beta$ 、(6)における  $q_i$  を年齢階級別世帯平均( $mp_i$ )からの乖離( $q_i - mp_i$ )に変換して推定したパラメータを  $\beta'$  とし、 $\beta'' = \beta - \beta'$  すると、検定統計量  $m$  は、 $m = (\beta'')' [\text{var}(\beta'')]^{-1} \beta''$  である。(6)でパラメータは 13 個あるので、 $m$  は  $\chi^2_{13}$  に従う (Baltagi(1995))。本稿のデータで実際に  $m$  を求めると、 $m = 177.05$  となり、帰無仮説は棄却される。この場合、一致推定量になるのは  $\beta$  ではなく  $\beta'$  なので、推定量として  $\beta'$  を採用する。

さらに、 $\beta'$  の推定式における誤差項について heteroscedasticity があるかどうかを、Breusch-Pagan test によって検討した。heteroscedasticity が賃金率に基づくとして仮定して、帰無仮説のもとで  $\chi^2$  分布に従う Breusch-Pagan の統計量を各費目の方程式について求めて  $\chi^2$  検定をすると、帰無仮説が棄却された。したがって、推定方法として Generalized Method of Moment Estimator を用いて  $\beta'$  を推定した。

推定結果は表 3 のとおりである。これを利用して、平成 6 年の『賃金センサス』に示された 60～64 歳階級の現金給与、総実労働時間から求めた賃金率で評価した労働供給の賃金率弾力性と補償された賃金率弾力性を求めると、それぞれ 1.005 と 0.181 となった。これら二つの弾力性がともに正であることは、賃金補助により賃金が増えると労働供給(1ヶ月あたり労働時間)が増えて、賃金所得がいっそう増加するために財の消費も増加して、高齢者の経済厚生がより高くなることを意味する。そこで、世帯主で

ある高齢者を男子であるとし、高齢雇用継続給付による厚生効果の値を求めると、20,239 円(平成 7 年名目値)となった。等価変分による経済的厚生効果の値は雇用継続給付による補助額(18,048 円)を 12% 上回っている。

これに対して、在職老齢年金と高齢雇用継続給付が併給される場合には、前者が減額される仕組みになっているので、併給によって経済厚生が改善される割合は、高齢雇用継続給付のみの場合よりも小さい。第 2 節で求めた高齢雇用継続給付が適用される男子の平均賃金、265,080 円を前提して、減額される前の年金額を 20 万円とすると、支給停止額を控除した額の 8 割が在職老齢年金となるから、その額は 57,460 円となる。これに高齢雇用継続給付を加えその額から併給の際に在職老齢年金が減額される金額を引いた値を賃金補助総額とした。この賃金補助総額に対する等価変分による厚生効果の比率を推計すると、1.031 となった。すなわち、在職老齢年金と雇用継続給付が併給される場合、前者が減額されるために経済的厚生効果は補助額の 3% 程度しか改善されない。このように、高齢者雇用継続給付は、その補助額以上に高齢者の経済厚生を高めるが、在職老齢年金と併給される場合には経済厚生が改善される程度が低下する可能性がある。

#### 4. 雇用保険財政の将来推計

##### (1) 労働力率と失業率の将来推計

高齢雇用継続給付は、企業が雇用継続に伴う賃金低下を可能にして労働需要を維持・増加させるとともに、手取り賃金を増加させて高年

高齢者個人の経済厚生を改善することが、明らかになった。この制度の財源となる雇用保険財政は、財政状況によって労使の合意により保険料率を変更する制度が組み入れられており、景気変動に対応しつつ運営される側面を持っている。しかし、高年齢雇用継続給付が年金と雇用の連携を理念とする社会保障制度の一部となるためには、この制度を含めた雇用保険財政の長期的な安定化が必要であり、そのためには雇用保険財政の将来推計を行う必要があるだろう。

本稿で推計する雇用保険財政の歳出項目は、失業給付、平成6年度改正で導入された高年齢雇用継続給付と育児休業給付、および雇用保険3事業費用である。推計期間は、1993年から、平成6年・年金財政再計算の推計期間の最終時点である2060年までとした。

失業給付の中の主要な支出である一般求職者給付額を推計するために、年齢別人口に対する年齢別の給付額の比率(年齢別給付額比率と呼ぶ)を利用する。この比率は、労働力率と失業率の将来推計があれば次のような分解を用いて推計することができる。

年齢別給付額比率 = 年齢別労働力率 \* 年齢別失業率 \* (年齢別一人当たり失業給付額) (8)  
ここで、(年齢別一人当たり失業給付額) = 年齢別給付額 / 年齢別失業者数である。

年齢階級別労働力率の将来推計は、厚生省平成4年低位推計人口に基づく八代編著(1995)、厚生省平成3年暫定中位推計人口に基づく白石(1995)、および厚生省平成4年中位推計人口に基づく雇用政策研究会報告(労働省職業安定局編(1995))に見られる。年齢階級別失業率の将来推計は白石(1995)と雇用政策研究会(1995)に示されている。推計期間は、八代編著(1995)と白石(1995)が2020年までであり、雇用政策研

究会(1995)は2010年までである。本稿では、年齢階級別の労働力率は、過去の『労働力調査年報』の年齢階級別労働力率に基づいて白石(1995)によって推計された、2020年までの年齢階級別労働力率を利用した。そして、2021年以降の年齢階級別の労働力率は一定であると仮定して推計した。

集計的な失業率は、マクロ経済モデルの推定結果を利用した<sup>5)</sup>。マクロモデルの構成は、(1)消費関数、(2)民間設備投資関数、(3)民間住宅投資関数、(4)可処分所得を求める租税関数、(5)貨幣需要関数、(6)純輸出関数、(7)短期フィリップス曲線、(8)需給ギャップ・失業率関数、および(9)国民所得恒等式である。マクロモデルの推定結果から1993年から2020年までの各年の総需要量を求め、完全雇用産出量との需給ギャップを算出し、これを需給ギャップ・失業率関数に代入して、自然失業率に相当する長期的な失業率を予測した。需給ギャップの推計に必要な完全雇用水準の産出量としては、2節で推定した生産関数に平成景気の時点(1990)の労働力、資本ストックの値を代入して求めた生産量を用いた。こうして求めた長期的な失業率を年齢階級別失業率関数<sup>6)</sup>に代入して、2020年までの年齢階級別失業率を算出した。2021年から2060年の年齢階級別失業率は、高齢化に伴う2020年までのタイムトレンドを考慮して延長した値を用いた(表4)。

## (2) 雇用保険財政の将来推計

雇用保険財政の収支を高年齢雇用継続給付を含めて予測するためには、歳入については年齢別の被保険者数と保険料拠出額を、歳出については、年齢別の失業給付の支給額、60歳以上64歳以下の雇用者に対する雇用継続給付額、育児休業給付額および雇用保険3事業費用を求める

表4. 労働力率と失業率の推移(男女年齢計)

| 年         | 1995 | 2000 | 2005 | 2010 | 2015 | 2020 | 2030 | 2040 | 2050 | 2060 |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 労働力率      | 63.2 | 62.4 | 62.4 | 60.5 | 60.5 | 58.5 | 58.5 | 58.5 | 58.5 | 58.5 |
| 失業率 ケース A | 3.20 | 3.32 | 3.43 | 3.54 | 3.65 | 3.74 | 3.94 | 4.14 | 4.34 | 4.54 |
| ケース B     | 3.20 | 3.36 | 3.52 | 3.68 | 3.84 | 4.00 | 4.32 | 4.64 | 4.96 | 5.28 |

出所) 労働力率は、白石(1995)による推計を利用した。この推計値は10年間隔なのでその間隔の中では労働力率が一定であり、2020年以降も一定であると仮定した。失業率は筆者推計である。ケース B は、2020年に白石(1995)の推計(4%)と一致するようにトレンドを修正して求めた失業率である。

表 5. 被保険者数の推計と雇用保険財政の推計 1

| 年度   | 被保険者数<br>(万人) |      |      | 雇用保険財政の推計 1<br>(保険料率と国庫負担率一定の場合) |       |        |             |            |               |                   |
|------|---------------|------|------|----------------------------------|-------|--------|-------------|------------|---------------|-------------------|
|      |               |      |      | 高年齢者雇用<br>継続給付と<br>一般求職者給付合計額*   |       |        | 保険料<br>総 額* | 国 庫<br>負担* | 単 年 度<br>取 支* | 積立金<br>を含む<br>収支* |
|      | 男             | 女    | 合計   | 男                                | 女     | 男女計    | 男女計         |            |               |                   |
| 2000 | 2293          | 1138 | 3431 | 14071                            | 6040  | 23809  | 17141       | 4761       | -4496         | 30373             |
| 2005 | 2261          | 1082 | 3343 | 17932                            | 7213  | 29768  | 19450       | 5953       | -7303         | 0                 |
| 2010 | 2173          | 1016 | 3189 | 22079                            | 8442  | 36132  | 21630       | 7226       | -10544        | 0                 |
| 2015 | 2076          | 969  | 3045 | 24800                            | 9675  | 40814  | 23922       | 8162       | -12343        | 0                 |
| 2020 | 2007          | 955  | 2962 | 27041                            | 11643 | 45797  | 27145       | 9159       | -13594        | 0                 |
| 2025 | 1974          | 955  | 2929 | 31145                            | 13361 | 52688  | 30982       | 10537      | -15849        | 0                 |
| 2030 | 1941          | 934  | 2875 | 39689                            | 16133 | 66084  | 34888       | 13216      | -23250        | 0                 |
| 2035 | 1879          | 888  | 2767 | 47845                            | 18052 | 78012  | 38475       | 15602      | -29748        | 0                 |
| 2040 | 1801          | 838  | 2639 | 54089                            | 20621 | 88445  | 42464       | 17689      | -34708        | 0                 |
| 2045 | 1723          | 802  | 2525 | 56045                            | 22539 | 93030  | 47658       | 18606      | -33966        | 0                 |
| 2050 | 1676          | 791  | 2467 | 61765                            | 26458 | 104442 | 54414       | 20888      | -37361        | 0                 |
| 2055 | 1655          | 792  | 2447 | 68737                            | 30354 | 117308 | 62743       | 23461      | -40583        | 0                 |
| 2060 | 1640          | 786  | 2426 | 85580                            | 36786 | 144862 | 71797       | 28972      | -54941        | 0                 |

出所) 筆者推計(\* 金額の単位は億円)。

必要がある。

まず、年齢階級別の被保険者数は、以下のよう  
に求めた。労働省職業安定局雇用保険課『雇  
用保険事業年報』から、1984 年以降毎年、男女  
別年齢階級別に分けた一般被保険者の被保険者  
数がわかる。この年齢別被保険者数を厚生省中  
位推計の年齢別人口で割ることによって、年齢  
別人口に対する被保険者の比率(年齢別被保険  
者数/年齢別人口)を求めた。将来の推計期間  
については、1993 年の年齢別被保険者比率(直  
近の平成 5 年版『雇用保険事業年報』に基づく)  
が将来一定であると仮定した。この比率を年齢  
階級別の厚生省推計人口に掛けることによって、  
男女別年齢別被保険者数を算出し、これを年毎  
に合計して男女別被保険者数を求めた(表 5、被  
保険者数の推計)。

次に、将来推計を比較検討する際の基準とな  
る保険料率と国庫負担率を述べる(表 6 を参照)。  
保険料率は、現在積立金規模が比較的大きいの  
で当面の間 11.5/1000 とされていることを考慮  
し、この保険料率が将来も維持される場合を基  
準となるケースとした<sup>7)</sup>。国庫負担については、  
原則として給付額の 1/4 が国庫から支給される  
が、当面の間は、この負担率の 8/10、すなわち  
(1/4)(8/10)=20% が国庫負担率とされている。  
そこで、現行の国庫負担率(20%)が将来も維持

される場合を基準となるケースとした。

年齢別賃金は、『賃金センサス』の男女別年齢  
階級別の平均月間所定内給与額の初期時点にお  
ける値から求めた。平成 6 年・年金財政再計算  
(厚生省年金局(1995))の経済的要素の仮定に従  
って、初期時点以降は賃金上昇率 3% と仮定し  
て、推計期間の毎年の年齢別賃金を算出した。  
この年齢別賃金に保険料率を掛けて年齢別の保  
険料額を求め、さらに被保険者数を掛けた額を  
合計して、毎年の保険料総額を推計した。

雇用保険の歳入には、保険料拠出と国庫負担  
の他に、積立金の運用収入がある。運用利回り  
は、年金財政再計算で前提されている利回りと  
同じく 5.5% とした。雇用保険の積立金額の初  
期値は、1991 年度末の 2 兆 9000 億円と平成 6  
年度末の 4 兆 7328 億円をもとに、その間の時  
期を線形補完して推計し、1993 年の値を 3 兆  
5109 億円とした<sup>8)</sup>。

失業給付総額は、支出項目毎に次のように推  
計した。年齢別一人当たりの一般求職者給付は、  
平成 5 年版『雇用保険事業年報』の年齢階級別  
の基本手当給付額を年齢別に換算した値を同年  
報の年齢階級別の基本手当受給者実人員を年齢  
別に換算した値で割った値とした。推計期間に  
おいてこの比率が一定であると仮定し、これを  
(8)に代入して年齢別給付額比率を算出した。

そして、年齢別人口に年齢別給付額比率を掛けて年齢別の失業給付額を求め、これを合計して毎年の一般求職者給付総額を求めた。高年齢者求職者給付額、短期雇用特例求職者給付額、および日雇い労働者求職者給付額は、初期時点における一般求職者給付額に対するそれぞれの比率を算出し、一般求職者給付額をその比率に掛けて求めた。失業給付総額は、これらの給付額と一般求職者給付額の合計額とした。

高年雇用継続給付は次のように推計した。まず、60～64歳の雇用保険被保険者が雇用継続される高年齢者であると仮定した。この年齢の被保険者比率は、2節における高年齢者の雇用労働力率の賃金率弾力性が非弾力的であること、および平成2年の在職老齢年金制度改正前後における高年齢者の労働供給には大きな変化は見られないという清家(1995)の指摘を考慮して、今後も同じ値をとると想定した。将来の一人当たり給付額は、2節で求めた男女別の給付額を1996年の初期値とし、それ以後は毎年3%の賃金上昇率で増加した額とした。こうして求めた給付額に、60～64歳の年齢別被保険者数に第2節で求めた男女別の対象者割合を掛けた高年齢雇用継続給付の対象になる被保険者数を掛けて年齢別の給付額を算出し、これを合計して各年の高年齢雇用継続給付総額を推計した。

育児休業給付の受給者数は、育児休業制度を利用する女子の雇用保険被保険者数である。すなわち、女子の年齢別雇用保険被保険者数に年齢別出生率を掛けて出産する女子被保険者数を求め、これに1993年の育児休業実施事業所割合を掛けることにより、育児休業制度の対象となる女子被保険者数を算出した。育児休業給付額は、基本給付額と職場復帰給付金に分けられ、職場復帰した者については給付額が二つの給付の合計となり休業前賃金の25%になる。そこで、一人当たり育児休業給付額を女子の年齢別賃金の25%とし、これに上記のように求めた年齢別受給者数を掛けて年齢別の給付額を求め、これを合計して毎年の給付総額を求めた<sup>9)</sup>。そして、雇用保険3事業への歳出は、保険料徴収額に対する3事業歳出額の初期時点における比

率が推計期間において一定であると仮定して推計値を求めた。

以上のような雇用保険財政の推計方法に従って、厚生省推計人口に基づき保険料率(1.15%)と国庫負担率(20%)が一定に保たれた場合の財政収支を示したのが、表5(雇用保険の推計1)である。この表から、保険料率と国庫負担が現行通りならば、若年人口が減少するために保険料総額が減少し、長期的には雇用保険財政が赤字化する可能性があることがわかる。

こうした赤字化の要因には、将来の失業率の上昇傾向と団塊の世代が高年齢者になる時期に高年齢雇用継続給付の対象者が増加することが考えられる。失業率の上昇傾向に対する政策は経済政策全般とも係わるのに対して、高齢者就業の増大に伴う雇用保険支出の増加に対処することは、雇用保険制度の中で行うことができる。そこで、雇用保険財政を健全に推移させるために、保険料率を1.15%から1.45%へ、国庫負担率を(1/4)(8/10)=20%から25%へ引き上げるタイミングを、団塊の世代が高齢化する影響が現れた後の2015年とした場合とそれ以前にした場合とを比較した(表6)。

2015年以降に保険料率と国庫負担率を規定の水準(各々1.45%と25%)に引き上げた場合の結果が表6のAである。この場合、歳入増加の効果よりも早く積立金を取り崩されて、長期的には積立金収入を含めた収支も赤字化する。これに対して、団塊の世代の影響が現れるよりも早い時期、2005年に保険料率と国庫負担率を規定の水準に上げ、さらに彼らの影響が出る2015年に保険料率を1.75%に国庫負担率を30%へ引き上げると、積立金収入を含めた収支は長期的に赤字化が回避される(表6のB)<sup>10)</sup>。

しかし、財政収支の推移は人口構成の変化のみならず失業率の水準にも依存している。失業率が長期的に5%以上まで上昇する場合には、表6のBの引き上げ方では不十分であり、積立て金収入を含めた収支は赤字化する可能性がある(表7のC)。失業率が5%以上まで上昇する場合には、保険料率を2015年にさらに2%まで引き上げる必要がある(表7のD)。

## 5. 要約と今後の課題

本稿では、年金と雇用の連携のために導入された高年齢雇用継続給付の効果を実証分析し、この制度を含む雇用保険財政の将来推計を試みた。高年齢者に対する企業の労働需要は賃金率に関して弾力的であるため、高年齢雇用継続給付は企業の高年齢者に対する労働需要を増加させることにより高年齢者雇用を促進する。他方、高年齢者の雇用労働力率は賃金率に関して非弾力的であるため、この給付に在職老齢年金を加えても高年齢者の雇用労働力率を高める可能性は相対的に低いと考えられる。しかし、高年齢雇用継続給付は、手取り賃金が60歳到達時の賃金よりも多くなるように支給されるので、高年齢者の経済厚生を改善する。ただし、在職老齢年金と併給される場合には、高年齢者雇用継続給付と併給調査されるので、これらの給付が経済厚生を改善する程度は弱まる。

こうした便益を生じさせる高年齢雇用継続給付が、年金と雇用の連携を理念とする社会保障制度の一部分となるためには、雇用保険財政の長期的な安定化が必要である。現行の保険料率と国庫負担率が2060年まで維持された場合に

は、雇用保険財政が赤字化する可能性がある。これを回避するためには保険料率と国庫負担率を適切な時期に引上げる必要がある。ただし、こうした保険料率・国庫負担率の引上げは失業率の推移に依存する。景気の回復が持続し失業率が3%以下で推移すれば、比較的早い時期での財政負担の変更は必要でなくなるかもしれない。しかし、失業率が3%以上に上昇していく場合には、雇用保険財政の安定化のための措置が将来必要になるだろう。その場合、厚生年金保険料率が26%以上に引上げられることを考慮すると、国民負担率が上昇する中で勤労者全体が拠出する雇用保険によってどこまで高年齢者雇用政策の財政負担をすべきかは、雇用保険の社会保険としての機能にも関わる重要な検討課題となるだろう。

(論文受付日1996年2月6日・採用決定日1996年11月13日、国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部)

## 注

\* 本稿は平成7年日本財政学会の報告に基づく。本誌レフェリーの方々からは貴重なコメントを頂いた。財政学会では高山憲之教授、跡田直澄助教授より有益なコメントを頂いた。また、八代尚宏教授、樋口美雄

表6. 雇用保険財政の推計2(保険料率引き上げの時期が異なる場合の比較)

| 年度   | 給付<br>総額<br>男女計 | ケース A：2015 年に<br>保険料率と国庫負担引き上げ |          |           |                  | ケース B：2005 年に<br>保険料率と国庫負担引き上げ |          |           |                  |
|------|-----------------|--------------------------------|----------|-----------|------------------|--------------------------------|----------|-----------|------------------|
|      |                 | 保険料<br>総額<br>男女計               | 国庫<br>負担 | 単年度<br>収支 | 積立金<br>を含む<br>収支 | 保険料<br>総額<br>男女計               | 国庫<br>負担 | 単年度<br>収支 | 積立金<br>を含む<br>収支 |
|      |                 |                                |          |           |                  |                                |          |           |                  |
| 2000 | 23809           | 17141                          | 4761     | -4496     | 37998            | 17141                          | 4761     | -4496     | 37998            |
| 2005 | 29768           | 19450                          | 5953     | -7303     | 17580            | 24524                          | 7442     | -1507     | 23375            |
| 2010 | 36132           | 21630                          | 7226     | -10544    | 0                | 27272                          | 9033     | -3947     | 16311            |
| 2015 | 40814           | 30162                          | 10203    | -5005     | 0                | 38483                          | 12244    | 2332      | 3593             |
| 2020 | 45797           | 34226                          | 11449    | -5292     | 0                | 43668                          | 13739    | 3008      | 22121            |
| 2025 | 52688           | 39064                          | 13172    | -6354     | 0                | 49841                          | 15806    | 3141      | 48067            |
| 2030 | 66084           | 43990                          | 16521    | -12220    | 0                | 56125                          | 19825    | -1189     | 72359            |
| 2035 | 78012           | 48512                          | 19503    | -17327    | 0                | 61895                          | 23403    | -4905     | 74390            |
| 2040 | 88445           | 53542                          | 22111    | -20881    | 0                | 68313                          | 26533    | -7055     | 66220            |
| 2045 | 93030           | 60091                          | 23257    | -18761    | 0                | 76668                          | 27909    | -3555     | 58015            |
| 2050 | 104442          | 68610                          | 26110    | -20088    | 0                | 87537                          | 31332    | -2816     | 64799            |
| 2055 | 117308          | 79111                          | 29327    | -20823    | 0                | 100935                         | 35192    | -1063     | 76221            |
| 2060 | 144862          | 90526                          | 36215    | -31798    | 0                | 115499                         | 43458    | -8655     | 80965            |

出所) 筆者推計(単位 億円)。

注) ケース A は、2015 年に保険料率を 1.15% から 1.45% に、国庫負担率を 20% から 25% に引上げる場合。ケース B は、2005 年に保険料率を 1.15% から 1.45% に、国庫負担率を 20% から 25% に引上げ、2015 年に保険料率を 1.75% に、国庫負担率を 30% に引上げる場合。

表7. 雇用保険財政の推計3(失業率が高く推移する場合(表4: ケースB))

| 年度   | 給付<br>総額<br>男女計 | ケースC: ケースBと同じ<br>保険料率・国庫負担の引上げ |          |           |                  | ケースD: 2015年に<br>保険料率を1.95%まで引上げ |          |           |                  |
|------|-----------------|--------------------------------|----------|-----------|------------------|---------------------------------|----------|-----------|------------------|
|      |                 | 保険料<br>総額<br>男女計               | 国庫<br>負担 | 単年度<br>収支 | 積立金<br>を含む<br>収支 | 保険料<br>総額<br>男女計                | 国庫<br>負担 | 単年度<br>収支 | 積立金<br>を含む<br>収支 |
|      |                 |                                |          |           |                  |                                 |          |           |                  |
| 2000 | 24066           | 17141                          | 4813     | -47021    | 37792            | 17141                           | 4813     | -4702     | 37792            |
| 2005 | 30455           | 24524                          | 7613     | -20228    | 21561            | 26215                           | 7613     | -587      | 22997            |
| 2010 | 37372           | 27272                          | 9343     | -48777    | 10457            | 29153                           | 9343     | -3280     | 20867            |
| 2015 | 42681           | 36403                          | 128042   | 10258     | 0                | 40563                           | 12804    | 4557      | 14939            |
| 2020 | 48649           | 41308                          | 145948   | 10113     | 0                | 46029                           | 14594    | 5019      | 49877            |
| 2025 | 55952           | 47147                          | 167855   | 8560      | 2306             | 52535                           | 16785    | 5430      | 96582            |
| 2030 | 71758           | 53091                          | 215272   | -51615    | 0                | 59159                           | 21527    | -10       | 147828           |
| 2035 | 84613           | 58549                          | 253847   | -95261    | 0                | 65241                           | 25384    | -3846     | 179135           |
| 2040 | 97979           | 64620                          | 293935   | -137298   | 0                | 72005                           | 29393    | -7459     | 207662           |
| 2045 | 103100          | 72524                          | 309308   | -106041   | 0                | 80812                           | 30930    | -3567     | 241796           |
| 2050 | 117969          | 82805                          | 353907   | -122853   | 0                | 92268                           | 35390    | -4252     | 304410           |
| 2055 | 132540          | 95479                          | 397621   | -117258   | 0                | 106391                          | 39762    | -2462     | 381640           |
| 2060 | 166268          | 109256                         | 498806   | -236395   | 0                | 121742                          | 49880    | -13040    | 468423           |

出所) 筆者推計(単位: 億円)。

注) ケースDは、2005年に保険料率を1.15%から1.45%に、国庫負担率を20%から25%に引上げ、さらに2015年に保険料率を1.95%に、国庫負担率を30%に引上げる場合。

教授、清家篤教授、石弘光教授、田近栄治教授、蓼沼宏一助教授、堀場勇夫助教授、橋木俊詔教授、駿河輝和教授、小林正人助教授からも御示唆を頂いた。これらの方々に感謝申し上げます。なお、本稿の責任は筆者が負うものである。

1) 60歳以上の高齢者の雇用労働力率が58.5%に対して、高齢者の失業率と有効求人倍率は各々5.3%と0.10であるから、高年齢雇用継続給付の対象者は再就職給付の対象者よりもはるかに多くなる。そこで、雇用保険財政の推計では後者への支出を捨象した。また、雇用保険の将来推計でも、厚生年金財政の推計(田近・金子・林(1996))と同様に人口推計の相違に留意する必要がある。この問題の分析は金子(1995)により試みられている。1997年1月の厚生省人口推計は1992年の低位推計に近似しており、雇用保険への高齢化の影響はますます重要な検討課題となっている。

2) 1992年の『高年齢者就業実態調査』の企業調査票を利用した樋口・山崎(1995)によれば、高齢者雇用促進のために種々の補助金政策が、労務コストを軽減して、高年齢者雇用を促す影響を及ぼしていることが指摘されている。

3) 労働需要を推定するのと同じ集計の時系列データでは就業確率は推計できないので、給付制度による賃金上昇が60~64歳人口のうち何%の雇用者を労働市場に参加させるのを見る代替的方法として、雇用労働力率の賃金率弾力性を推計した。

4) 生産関数(2)の利潤最大化条件から労働需要と実質賃金率の方程式が得られる。これを高年齢者の労働投入について解いて高年齢者に対する労働需要の賃金率弾力性を求めた。

5) マクロモデルの推定結果は次の通りである(推定方法は制限情報最尤法)。  
CONS = 24012 + 0.4822\*GNPD + 0.4008\*WELTH,

$$(0.896) (2.10)^{**} (1.118) \\ R^2 = 0.896 \quad (1)$$

$$INV = -3279 + 0.2799*GNP\_1 - 0.2476*GNP\_2 \\ (-1.503) (3.581)^{**} (-3.231)^{**} \\ + 0.8638*INV\_1, R^2 = 0.962 \\ (8.941)^{**} \quad (2)$$

$$INVH = 1603 + 0.017*GNP\_1 - 0.0077*GNP\_2 \\ (1.394) (0.571) (-0.256) \\ + 0.8055*INV\_1, R^2 = 0.885 \\ (6.307)^{**} \quad (3)$$

$$GNPD = 17758 + 0.7436*GNP, R^2 = 0.991 \\ (4.320)^{**} (51.373)^{**} \quad (4)$$

$$MONEY = -99102 + 1.3710*GNP \\ (-4.252)^{**} (15.674)^{**} \\ - 2362.62*IRATER, R^2 = 0.925 \\ (-1.348) \quad (5)$$

$$NEXPO = -45236 + 0.0815*GNP \\ (-4.221)^{**} (5.615)^{**} \\ - 97.3519*DEXRATE + 0.0324*GNPU, \\ (-1.427) (3.764)^{**} \\ R^2 = 0.686 \quad (6)$$

$$DPGNP = 8.3388 - 2.9459*UNEMPS \\ (2.262)^{**} (-1.864)^* (2.932)^{**} \\ + 0.4977*DPGNP\_1, R^2 = 0.395 \quad (7)$$

$$\ln(Un) = -1.358 + 0.411*DUM + 0.959*\ln(KOY) \\ (-0.098) (5.940)^{**} (1.601)^* \\ - 0.0589*\ln(LFP60) - 0.388*\ln(GNP85GP) \\ (-0.514) (-0.823), R^2 = 0.946 \quad (8)$$

記号は次の通りである。GNP: 実質GNP, CONS: 実質民間消費支出, WELTH: 実質民間総資産残高, INV: 実質民間投資支出, INVH: 実質民間住宅投資支出, GNPD: 実質可処分所得, IRATER: 実質利率, NEXPO: 実質純輸出額, DEXRATE:

為替レート対前年変化率, GNP<sub>U</sub>:アメリカ合衆国の実質GNP, DPGNP:GNPデフレーターの前年変化率, UNEMPS:短期失業率,  $Un$ :長期失業率, KOY:雇用労働力, LFP60:60~64歳階級の労働力率, GNP85GP:平成景気の総生産量に対する需給ギャップ,  $_1$ :1期前のラグ変数,  $_2$ :2期前のラグ変数。実質値は1985年価格表示である。IRATERとGNP<sub>U</sub>を除き、各年の変数の値は経済企画庁編『経済要覧』(各年版)によった。利子率は日本銀行編『経済統計調査年報』の貸出約定平均金利から物価上昇率を引いた実質利子率を用いた。アメリカの実質GNPは日本評論社編『アメリカ経済白書』(各年版)によった。なお、需給ギャップを説明変数とする失業率関数によって自然失業率に相当する長期的な失業率を推計する方法は、蓑谷(1992)に基づく。

6) これは、白石(1995)が推計した年齢階級別失業率関数を1995年の失業率が実際の値に等しくなるように定数項補正したものである。

7) 失業給付に充てられる歳入の保険料率は当面11.5/1000のうち9/1000であるが、高齢雇用継続給付とそれ以外のすべての給付を合わせた給付総額に対応する拠出総額を求めるために、保険料率を11.5/1000とした。

8) 平成2年度末の積立金残高は平成3年版『労働行政要覧』に示されており、平成6年度末の積立金残高は平成8年8月17日付け『日本経済新聞』による。

9) 育児休業給付は、短期的には支出増加要因であるが、機会費用の低下に基づく出生率へのポジティブな影響があるならば、長期的には被保険者数を増やして収入を増加させる要因になる。育児休業制度の雇用保険財政に対する長期的影響は今後の課題としたい。

10) 単年度収支が赤字なのに積立金収入を含めた収支が赤字でないのは、積立金の運用収入が単年度収支赤字額より大きいからである。実際、積立金残高はまだ黒字であるが、平成6年と7年は2年連続で単年度収支が赤字となった(平成8年8月17日『日本経済新聞』)。

## 参 考 文 献

- Baltagi, B. H. (1995) *Econometric Analysis of Panel Data*, John Wiley & Sons.
- Blundell, R., I. Preston and I. Walker (1994) *The Measurement of Household Welfare*, Cambridge University Press.
- Asano, S. (1994) "Joint Allocation of Leisure and Consumption Commodities: Japanese Extended Consumer Demand System 1979-90," 理論計量経済学会 1994 年度大会報告論文.
- 市岡 修 (1991) 『応用一般均衡分析』有斐閣.
- 金子能宏 (1989) 「拡張された需要方程式体系と課税の死加重の推計」『一橋論叢』第101巻第6号, pp. 80-103.
- 金子能宏・田近栄治 (1990) 「勤労所得税と間接税の死加重の計測——勤労者標準世帯の場合——」『ファイナンシャル・レビュー』第15号, pp. 94-129.
- 木村陽子 (1994) 「60歳台前半層の就業問題」『日本労働研究雑誌』第414号, pp. 2-12.
- 島田晴雄監訳 (1994) 『先進諸国の雇用・失業: OECD 研究報告』日本労働研究機構.
- 厚生省人口問題研究所 (1992) 『日本の将来推計人口平成4年9月推計』.
- 厚生省年金局数理課監修 (1995) 『年金と財政』(法研).
- 白石栄治 (1995) 『労働市場・労働社会の長期展望——労働市場の計量的予測——』日本労働研究機構, 資料シリーズ No. 47.
- 菅野和夫・堀勝洋・山口浩一朗 (1991) 「部分年金の制度的論点」『日本労働研究雑誌』No. 382, pp. 2-15.
- 清家 篤 (1995) 「在職高齢年金の就業への影響」八代編著 (1995b) 所収, pp. 62-72.
- 高山憲之・有田富美子 (1996) 『貯蓄と資産形成』岩波書店.
- 田近栄治・金子能宏・林文子 (1996) 『年金の経済分析』東洋経済新報社.
- 橋本俊詔・下野恵子 (1994) 『個人貯蓄とライフサイクル』日本経済新聞社.
- 樋口美雄・山崎勲 (1995) 「企業行動からみた高齢者雇用の現状と展望」八代 (1995b) 所収, pp. 2-38.
- 本間正明・跡田直澄編著 (1989) 『税制改革の実証分析』東洋経済新報社.
- 蓑谷千鳳彦 (1992) 『計量経済学第2版』東洋経済新報社.
- 八代尚宏編著 (1995) 『2020年の日本経済——国際化・高齢化への対応——』日本経済新聞社.
- 編著 (1995b) 『人的資源の高度活用と職業構造の変化に関する調査』労働省委託研究報告書 (日本経済研究センター).
- 労働省職業安定局 (1995) 『労働力需給の長期展望——雇用政策研究会報告』労務行政研究所.
- 労働省職業安定局雇用保険課編著 (1995) 『改正雇用保険法の早わかり』労務行政研究所.
- 労働省職業安定局雇用保険課 『雇用保険事業年報』各年版.
- 『賃金センサス』各年版.
- 『平成4年 高齢者就業の実態』.
- 『平成3年 労働行政要覧』日本労働研究機構.